

沿岸広域振興局長告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月29日

沿岸広域振興局長 森 達也

1（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 106号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市平津戸南平津戸山302林班ろ小班地先から区界 第4地割124番1地先まで	新	A 9.8～53.8 m	m 10,904
		B 13.5～121.9	8,505
	旧	A 9.8～53.8	10,904
		B 13.5～121.9	8,505

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 令和4年3月29日から同年4月28日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 397号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字子飼沢国有林63林班れ小班地先 から62林班に9小班地先まで	新	m 66.5～13.2	m 2,481.0
	旧	51.0～13.2	2,481.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和4年3月29日から同年4月28日まで